

(別紙 1)

○農林水産省告示第千六百三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一・二 (略) 三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、αーグルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セララーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム サーマモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤 四 (略)	一・二 (略) 三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフェカリス、エンテロコッカスフェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、αーグルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム サーマモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤 四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十七日

農林水産大臣 野村 哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～テ （略） <u>ト 安息香酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、安息香酸として0.5%以下でなければならない。</u> (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ニ （略） <u>ヌ 安息香酸は、体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</u> (3)・(4) （略） (5) 飼料一般の表示の基準 ア （略） イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (イ)～(エ) （略） (イ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(イ)、ケの(イ)及びコの(イ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサから<u>ヌまで</u>に対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等	別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～テ （略） （新設） (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～ニ （略） （新設） (3)・(4) （略） (5) 飼料一般の表示の基準 ア （略） イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (イ)～(エ) （略） (イ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(イ)、ケの(イ)及びコの(イ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサから<u>ニまで</u>に対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(㌦)～(㌧) (略) ウ (略) 2～6 (略) 別表第2 (第2条関係) 1～6 (略) 7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定 (1) (略) (2) 試薬・試液 (略) 亜鉛(標準試薬)～安息香酸(標準試薬) (略) <u>安息香酸プロピル $C_6H_5COOCH_2CH_2CH_3$ 無色澄明の液体である。</u> <u>含量 98.0%以上</u> <u>安息香酸プロピル・ジメチルホルムアミド試液 安息香酸プロピル1.0g (0.95～1.04g) にジメチルホルムアミドを加えて溶かし、100mLとする。</u> <u>安息香酸ベンジル $C_6H_5COOCH_2C_6H_5$ [日局]</u> アントロン～エタノール、希 (略) <u>エタノール、中和 エタノール適量にフェノールフタレイン試液2～3滴を加え、これに0.01mol/L水酸化ナ</u>	(㌦)～(㌧) (略) ウ (略) 2～6 (略) 別表第2 (第2条関係) 1～6 (略) 7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定 (1) (略) (2) 試薬・試液 (略) 亜鉛(標準試薬)～安息香酸(標準試薬) (略) (新設) (新設) (新設) アントロン～エタノール、希 (略) (新設)
---	--

トリウム溶液又は0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液を、
液が淡赤色を呈するまで加える。用時調製する。

エタノール、不含クロロホルム～チモール・硫酸試液
(略)

中和エタノール エタノール、中和の項に定める。

定量用エトキシキン～ビスマス酸ナトリウム (略)

ビフェニル $C_{12}H_{10}$ 白色～ほとんど白色の結晶～結晶
性小片又は粉末である。

含量 98.0%以上

ピリジン～メチルセロソルブ (略)

2-メチルビフェニル $C_{13}H_{12}$ 無色～微黄色の液体で
ある。

含量 95.0%以上

3-メチルビフェニル $C_{13}H_{12}$ 無色～微黄色の液体で
ある。

含量 95.0%以上

4-メチルビフェニル $C_{13}H_{12}$ 白色～黄赤色又は緑色
の粉末又は結晶である。

含量 97.5%以上

メチルレッド～ルゴール液 (略)

レゾルシノール $C_6H_4(OH)_2$ 〔特級〕

レゾルシノール・硫酸試液 レゾルシノール0.1gを硫酸
(1→10) 10mLに溶かす。

レゾルシン レゾルシノールの項に定める。

(3)～(9) (略)

エタノール、不含クロロホルム～チモール・硫酸試液
(略)

(新設)

定量用エトキシキン～ビスマス酸ナトリウム (略)

(新設)

ピリジン～メチルセロソルブ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

メチルレッド～ルゴール液 (略)

(新設)

(新設)

レゾルシン $C_6H_4(OH)_2$ 〔特級〕

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(153) (略)

(154) 安息香酸

ア 製造用原体

(イ) 成分規格

含量 本品は、乾燥した後、定量するとき、安息香酸（ $C_7H_6O_2$ ）99.5%以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、白色の結晶又は結晶性の粉末である。

② 融点 121～123℃

確認試験 本品1.0 g（0.95～1.04 g）を1 mol/L 水酸化ナトリウム試液8 mLに溶かし、更に水を加えて100 mLとした液に塩化第二鉄試液を加えるとき、淡黄赤色の沈澱を生じ、希塩酸を追加するとき、白色の沈澱に変わる。

純度試験

① 鉛 本品2.0 g（1.95～2.04 g）を量り、白金製、石英製又は磁製のるつぼに入れ、徐々に加熱する。炭化し始める前に加熱を止め、硫酸1 mLを加えて徐々に温度を上げ、試料が炭化し硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要に応じてさらに硫酸を加え、試料がほとんど炭化するまで加熱する。容器に緩く蓋をし、徐々に加熱して450～600℃で灰化するまで強熱する。

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(153) (略)

(新設)

。炭化物が残る場合には、必要に応じて、ガラス棒で砕き、硫酸（1→4）1 mL及び硝酸1 mLで潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸（1→4）10 mLを入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に少量の硝酸（1→100）を加え、加温して溶かす。放冷後、更に硝酸（1→100）を加えて正確に10 mLとし、試料溶液とする。鉛標準液0.4 mLを全量ピペットを用いて量り、10 mLの全量フラスコに入れ、硝酸（1→100）を標線まで加えて10 mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、鉛試験法（原子吸光光度法第1法）により鉛の試験を行うとき、その量は、2 µg/g 以下でなければならない。

② ヒ素 本品0.5 g（0.45～0.54 g）を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（3 µg/g 以下）。

③ フタル酸 本品0.10 g（0.095～0.104 g）に水1 mL及びレソルシノール・硫酸試液1 mLを加え、120～125℃の油浴中で加熱して水を蒸発させた後、更に90分間加熱する。放冷後、残留物に水5 mLを加えて溶かし、この液1 mLに水酸化ナトリウム溶液（43→500）10 mLを加えて振り混

ぜ、試料溶液とする。別に、フタル酸水素カリウム（標準試薬）61mgを水に溶かし、正確に1,000mLとする。この液1 mLを正確に量り、レソルシノール・硫酸試液1 mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、比較液とする。試料溶液及び比較液に470～490nmの光を照射するとき、試料溶液の発する緑色の蛍光は、比較液より濃くてはならない（500 μ g/g以下）。

- ④ 類縁物質 本品5.0 g（4.95～5.04 g）を量り、25mLの全量フラスコに入れ、安息香酸プロピル・ジメチルホルムアミド試液1 mLを加えて溶かし、更にジメチルホルムアミドを加えて25mLとし、試料溶液とする。別に、安息香酸プロピル、ビフェニル、2－メチルビフェニル、3－メチルビフェニル、4－メチルビフェニル及び安息香酸ベンジルそれぞれ40mg並びに安息香酸20 gを量り、100mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド約50mLを加えて溶かし、更にジメチルホルムアミドを加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液それぞれ1 μ Lにつき、次の条件でガスクロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから、試料溶液のクロマトグラムに現れるビフェニル、2－メチルビフェニル、3－メチルビフェニル、4－メチルビフェニル及び安息香酸ベンジル

のピークを標準液のクロマトグラムにより同定し、そのピーク面積 A_{c1} を求める。2-メチルビフェニルと安息香酸のピークの間に見える未同定のピークは、ジメチルビフェニル異性体のピークとしてそのピーク面積の含量 A_{i1} を求める。これらの値と試料溶液のクロマトグラムから求めた安息香酸プロピルのピーク面積 A_{i1} から、試料中の安息香酸の類縁物質（ビフェニル、2-メチルビフェニル、3-メチルビフェニル、4-メチルビフェニル、安息香酸ベンジル及びジメチルビフェニル異性体）の含量を、次式により計算するとき、含量の合計が $100\mu\text{g/g}$ を超えてはならない。

$$\text{個々の類縁物質の含量 } (\mu\text{g/g}) = \frac{A_{c1} \times M_{i1}}{A_{i1} \times M_{s1} \times R F_c} \times 1,000$$

A_{i1} : 試料溶液中の安息香酸プロピルのピーク面積

A_{c1} : 試料溶液中の各類縁物質のピーク面積

M_{s1} : 試料溶液中の試料の量 (g)

M_{i1} : 試料溶液中の安息香酸プロピル量 (mg)

$R F_c$: 各類縁物質のレスポンスファクター

なお、各類縁物質のレスポンスファクター ($R F_c$) は次式を用いて求める。ジメチルビフ

エニル異性体の $R F_c$ は、3-メチルビフェニルの $R F_c$ を用いる。

$$R F_c = \frac{A_{c2} \times M_{i2}}{A_{i2} \times M_{c2}}$$

A_{i2} : 標準液中の安息香酸プロピルのピーク面積

A_{c2} : 標準液中の各類縁物質のピーク面積

M_{c2} : 標準液中の各類縁物質質量 (mg)

M_{i2} : 標準液中の安息香酸プロピル量 (mg)

操作条件

検出器 : 水素炎イオン化検出器

カラム : 内径0.32mm、長さ15~30mのフューズドシリカ管にニトロテレフタル酸が修飾されたポリエチレングリコールを1 μ mの厚さで被覆したもの

カラム温度 : 100℃で1分間保持した後、毎分3℃で210℃まで昇温する。

注入口温度 : 240℃ (昇温プログラムの設定が可能な場合は初期温度80℃で毎秒12℃で270℃まで昇温する。)

検出器温度 : 240℃~250℃

キャリアーガス : ヘリウム

流量 : 毎分約3 mL (圧力制御が可能な場合は47kPaで4.35分間保持した後、毎分0.28kPa

で58kPaまで昇圧する。)

注入方式：スプリット

スプリット比：1：10

乾燥減量 0.5%以下（1 g，シリカゲル，3時間）

強熱残分 0.05%以下（1 g）

定量法 本品を乾燥し、その約0.5 gを0.001 gの桁
まで量り、その数値を記録し、中和エタノール
25mL及び水25mLを加えて溶かし、0.1mol/L水酸化
ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 フェノール
フタレイン試液3滴）。

0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液 1 mL = 12.21mg

C₇H₆O₂

(i) 製造の方法の基準

トルエンを空気酸化して製造すること。

(ii) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

安息香酸製造用原体の成分規格を準用する。

(i) 保存の方法の基準

安息香酸製造用原体の保存の方法の基準を準用す
る。

(155)～(161) (略)

(154)～(160) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。